

## 床頭台等設置運営事業に関する覚書

仙台市立病院（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の施設内に床頭台等を設置及び運営することに関して、行政財産の目的外使用許可に関する覚書を次のとおり締結する。

### （主旨）

第1条 乙は、甲の経営理念及び運営方針の主旨を十分に理解したうえで、常に甲の患者の療養環境の向上に努めながら、床頭台等の設置及び運営にあたるものとする。

2 甲は、乙に対して、甲の所有又は管理する施設及び場所を行政財産の目的外使用許可により、使用することを別途許可したうえで行政財産目的外使用許可書を交付し、乙が床頭台等を設置して、甲の患者に有償でサービスを提供することを承諾するものとする。

3 前項の規定に関して、乙は、仙台市立病院床頭台等設置運営事業者公募型プロポーザル募集要項における仕様書及び当該プロポーザルの際に乙が提出した企画提案書等（以下「仕様書等」という。）に記載された内容を満たしたうえで、当該事業を誠実に実施するものとする。

### （所有権）

第2条 床頭台等の所有権は、乙に属するものとする。

### （設置場所）

第3条 床頭台等の設置場所は、仕様書等に記載のとおりとする。

2 乙は、前項に基づく設置後、当該目的外使用許可の期間中は、一部又は全部に関わらず、甲の承諾を得ずに、床頭台等を甲の施設内から撤去することはできないものとする。ただし、6か月前までに甲に対して撤去を申し出た場合はこの限りでないものとする。

### （利用方法等）

第4条 乙が設置した床頭台等の使用にあたっては、乙の指定するカードを使用するものとする。

### （設定料金等）

第5条 プリペイドカードは1枚1,000円（税込）で購入できるものとする。

2 カード式テレビの視聴料は、100円（税込）で120分以上視聴できるものとする。

3 カード式冷蔵庫は、100円（税込）で1日以上利用できるものとする。

4 カード式ランドリーは、洗濯機（1工程）又は乾燥機（30分）の場合は、それぞれ100円（税込）で利用できるものとする。

5 洗濯乾燥機は、洗濯のみ（1工程）又は乾燥のみ（30分）の場合は、それぞれ100円（税込）で利用できるものとし、洗濯乾燥の場合は、それに準じた料金で利用できるものとする。

6 プリペイドカード精算時の払戻し手数料は無料とすること。

7 利用状況が極めて低調な場合、又は経済情勢の変動その他の事情により変更の必要が生じた場合には、甲乙協議のうえ、利用料金を検討するものとする。

### （費用負担）

第6条 設置・交換及び保守管理にかかる費用はすべて乙の負担とする。

2 行政財産の目的外使用許可期間終了後の撤去にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

3 NHK受信料は乙の責めにより、NHKと交渉して支払うものとする。

4 床頭台等の使用にかかる光熱水費は、行政財産目的外使用料と共に乙が負担とする。

5 その他の費用が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(売上額報告)

第7条 乙は、毎月10日（祝休日の場合は、翌開院日）までに月ごとの売上額（税込）を甲に報告するものとする。

(行政財産目的外使用料の支払い)

第8条 乙は、前条の報告に基づき、甲が別途発行する納入通知書により、納期限までに行政財産目的外使用料を支払うものとする。

(移動及び変更)

第9条 甲又は乙が、第3条に定める設置場所又は機種等を変更又は増減しようとするときは、事前に乙又は甲の承諾を得るものとする。

2 甲の都合により、事前の変更又は増減が生じた場合の行政財産目的外使用料については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(検収)

第10条 甲に設置する床頭台等は、甲の指定する職員の検査を受けて、これに合格したものでなければならないものとする。

2 納入する床頭台等の設置状況等に関して、甲の指定する職員の検査の結果、不合格となった場合には、乙は、甲の指示に従い、速やかに補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

3 補正等に関する費用は、乙の負担とする。

(保守管理)

第11条 乙は、甲の指定する場所に床頭台等を設置し、配線等の安全管理に万全を期さなければならないものとする。

2 甲は、善良なる管理者として床頭台等を管理するとともに、床頭台等に故障・損壊・盗難等の事態が発生した場合には、その旨を乙に連絡し、乙は速やかに必要な保全対策を取るものとする。

3 乙は、前項に規定する故障・損壊・盗難等の事態に対し、利用者の故意又は重大な過失等に起因するものを除き、一切の責任を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第12条 乙は、当該業務の円滑な推進を図るため、患者等から苦情があった場合には、迅速かつ親切丁寧に対応することとする。

2 乙は、定期点検や故障の対応時は、甲の職員の了解のもとに行うことはもとより、医療機関の一員として、衛生管理及び感染症対策関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底するものとする。

3 乙は、従業員に自社名入り制服及びバッジを着用させ、甲の指定する諸規則を遵守のうえ、業務を遂行するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、甲における業務上知り得た一切の情報及び個人情報を他に漏えいしてはならないものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、本件事業において、仕様書等の内容を満たさず、甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は賠償するものとする。なお、損害額には、乙が仕様書等の内容を満たさない場合に、甲が第三者に対して乙のなすべき行為を行わせた場合の費用も含むものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、本件業務を受託することにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡、承継、もしくは担保に供してはならないものとする。

(委託等の禁止)

第 16 条 乙は、本件業務の全部又は一部の処理を他者に請け負わせてはならないものとする。ただし、本件業務の一部の処理については、業務上必要があつて、あらかじめ委託先の相手方の住所、氏名、委託を行う業務の範囲、委託の必要性について記載した書面を提出し、甲の承諾を得たときは、この限りではないものとする。

2 前項ただし書きの場合において、本件業務の一部の処理を受けた者の行為は、すべて乙の行為とみなす。

(合意管轄)

第 17 条 この覚書に基づく関係当事者間の紛争に関する裁判所は、甲の所在地を管轄する仙台地方裁判所とする。

(補則)

第 18 条 本覚書に定めのない事項、その他本覚書の条項に関して疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号

氏 名 仙台市病院事業管理者

亀 山 元 信

乙 住 所

氏 名